世田谷区告示第７８１号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和８年１１月１２日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月１２日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　認定番号

２８－１

２　供用開始の区間

世田谷区上北沢五丁目１３６９番１７から１３６９番１の内まで

３　供用開始の区域

延　長　　８．１３メートル

幅　員　　１．６３メートルから１．７１メートルまで

面　積　　１３．６４平方メートル

４　供用開始の期日

令和８年１１月１２日

案　内　図

━━━	特別区道路線の供用開始する部分

街区	上北沢五丁目50番

